

熊原第19-035号
令和元年11月7日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の3第1項の規定に基づき、核燃料物質の加工施設の工事及び性能について、別紙のとおり使用前検査を申請します。

別 紙

一、名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
代表者氏名 代表取締役社長 北川 健一

二、加工施設の変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 原子燃料工業株式会社 熊取事業所
所 在 地 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地

三、工事工程表

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号をもって設計及び工事の方法の認可のあった加工施設に係る工事工程表を別添1に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する核燃料物質の加工施設に関する設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。

四、検査を受けようとする事項、期日及び場所

イ. 事 項

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号をもって設工認の認可を受けた加工施設に係る検査事項を別添2に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

ロ. 期 日

令和元年12月から令和3年1月

ハ. 場 所

大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地
原子燃料工業株式会社 熊取事業所

五、申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期

令和3年2月

[卷1] 工事表

△ 使用前検査

加工設施

卷之三

別添2

検査事項(注1)

認可番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	設備配置検査				材料検査	臨界防止検査	作動検査	
						外観	配置	員数	搬付				
令和元年 度 10月 8 日付け 原規規発 第 1910082 号	核燃料物質の貯蔵 施設	第2加工棟	第2粉末受入室	輸送容器搬送コンペア No. 1-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	
				輸送容器搬送コンペア No. 1-2	—	改造	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶移載装置 No. 1-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶移載装置 No. 1-2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶搬送コンペア No. 1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	
				輸送容器搬送コンペア No. 2-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	
				輸送容器搬送コンペア No. 2-2	—	改造	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶移載装置 No. 2-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶移載装置 No. 2-2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶搬送コンペア No. 2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	
		第2-1貯蔵室	原料保管設備D型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	—	
			原料搬送設備 No. 2	粉末スタッカクレーン	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			原料搬送設備 No. 2	粉末缶コンペア	改造	○	○	○	○	○	(注7)	○	
		第2粉末受入室	原料搬送設備 No. 2	粉末缶受台	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			(注2)	原料搬送設備 No. 2	粉末缶台車	変更なし	○	○	○	○	(注7)	○	
		第2-2貯蔵室	原料保管設備E型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	—	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 1	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 2	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 3	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○	
		第2粉末受入室	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 4	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			(注3)	保管容器F型	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)
		第2加工棟	第2ペレット保管室	保管容器F型 (中性子吸収板I型内蔵型)	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)
				ペレット保管ラックB型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	—
				ペレット搬送設備 No. 3	ペレットスタッカクレーン	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○
		第2加工棟	第2-2燃料棒加工室	保管容器G型	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)
				ペレット保管ラックE型 No. 2-1	—	改造	○	○	○	○	○	○	—
				第2燃料棒保管室	燃料棒保管ラックB型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	—
				燃料棒保管ラックB型 No. 2	—	改造	○	○	○	○	○	○	—
				燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒スタッカクレーン	改造	○	○	○	○	○	(注7)	○
		第2燃料棒保管室 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒トレイコンペア	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			(注6)	保管容器H型	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)
		第2-1組立室	燃料集合体保管ラックE型 No. 1	—	撤去	○	—	—	—	○	—	—	

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出る。

注2 第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室

注3 第2加工棟／第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2分析室、第2開発室、
第1加工棟／第1-1輸送物保管室注4 第2加工棟／第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2分析室、第2開発室、
第1-3貯蔵棟／第1-3貯蔵容器保管室、
第1加工棟／第1-1輸送物保管室注5 第2加工棟／第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2ペレット保管室、第2-1ペレット検査室、第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室、
第2分析室、第2開発室

注6 第2燃料棒保管室、第2-1燃料棒検査室、第2-1組立室

注7 当該の設備・機器は、設置場所の各設備・機器に含めて単一ユニットを構成するため、当該の設備・機器に対する複数ユニット検査は不要。